

山形大学基金にかかる確定申告の入力について

国税庁 確定申告書等作成コーナー

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

※国税庁ホームページで確定申告書を作成し印刷する場合の例をあげております。

e-Tax の入力方法は国税庁ホームページをご覧ください。

「申告書等の作成」で「所得税」を選択してください。

国税庁 令和3年分 確定申告書等作成コーナー

作成する申告書等の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和3年分の申告書等の作成

所
所得税

所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。

決 所
決算書・収支内訳書（+所得税）

事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。

消
消費税

個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。

贈
贈与税

財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

※ 事業所得や不動産所得がある方は、「決算書・収支内訳書（+所得税）」を選択してください。
決算書・収支内訳書の作成後、引き続き所得税の申告書を作成することができます。

国税庁ホームページ確定申告コーナーを加工して作成

「以下のいずれかの控除を受けますか？」→「はい」

国税庁 令和3年分 所得税 確定申告書作成コーナー

申告書の作成をはじめる前に

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

申告される方の生年月日

昭和 年 月 日

入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

申告内容に関する質問

質問	回答
給与以外に申告する収入はありますか？ 年金収入がある場合は「はい」を選択してください。	☐ はい ☐ いいえ
お持ちの源泉徴収票は1枚のみですか？	☐ はい ☐ いいえ
勤務先で年末調整が済んでいますか？ ☐ 年末調整が済んでいるか確認する方法はこちら	☐ はい ☐ いいえ
以下のいずれかの控除を受けますか？ - 医療費控除 - 寄附金控除 - ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方も「はい」を選択してください。 - 雑損控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 - 住宅耐震改修特別控除 - 住宅特定改修特別税額控除 - 認定住宅新築等特別税額控除	☐ はい ☐ いいえ

国税庁ホームページ確定申告コーナーを加工して作成

収入金額・所得金額の入力を行ってください。→入力終了（次へ）

寄附金控除 「入力する」をクリックしてください

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

書面提出

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

・ ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が**確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。**
確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

所得控除 (単位：円)

所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (?をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除 ?	入力する		?
医療費控除 ?	入力する		?
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
地震保険料控除			
寄附金控除 ?	入力する		?

国税庁ホームページ確定申告コーナーを加工して作成

「寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力」画面「書面で交付された証明書等の入力」を選択してください

寄附先から交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大150件）

入力内容の一覧

寄附年月日	寄附金の種類 寄附金の種類（詳細）	支出した寄附金の金額	寄附先の所在地 寄附先の名称	操作
				入力する

国税庁ホームページ確定申告コーナーを加工して作成

寄附年月日、寄附金の種類を入力してください。

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

☐ [入力件数が多い場合の入力方法はこちら](#)

寄附年月日

令和 年 月 日

寄附金の種類

☐ [寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら](#)

国に対する寄附金
都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）
日本赤十字社支部に対する寄附金
共同募金会に対する寄附金
政党及び政治資金団体に対する寄附金
認定NPO法人等に対する寄附金
公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金
チケット代金等の払戻を受けないことによる主催者等に対する寄附金
上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

「経済的修学困難学生への支援」・「障がいのある学生等への支援」が選択可能

山形大学運営全般への支援
大学公認学生サークルへの支援
学部等への支援
附属学校（園）への支援
やまだい未来をつなぐプロジェクト

国税庁ホームページ確定申告コーナーを加工して作成

※減額される所得税の計算方法

- ・「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」

$(\text{寄附金の額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%$

寄附金の額は、寄附金額と総所得金額の 40%を比較して少ない方の額

なお、所得税額×25%を限度とする

- ・「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」

$(\text{寄附金の額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率}$

なお、 $(\text{総所得金額} \times 40\% - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率}$ を上限とする

(参考：国税庁 URL) https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

※「経済的修学困難学生への支援」及び「障がいのある学生等への支援」は、「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」(税額控除)「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」(所得控除)のどちらかを選択できます。

お住まいの都道府県および市町村が「山形大学への寄附」を条例指定しているか、お住まいの都道府県および市町村のホームページ等でご確認ください。

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

☐ [入力件数が多い場合の入力方法はこちら](#)

寄附年月日

令和 年 月 日

寄附金の種類

☐ [寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら](#)

該当するものを選択してください。

- ☒ 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- ☐ 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- ☐ 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- ☐ 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。
ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

【参考】

☐ [ホームページの検索例はこちら](#)

国税庁ホームページ確定申告コーナーを加工して作成

・山形市にお住まいの方は、山形県・山形市ともに条例指定があるため、1つ目の「住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金」を選択してください。

都道府県の指定：山形県

市町村の指定：山形市、米沢市、鶴岡市

※最近の状況および上記以外につきましてはお住まいの都道府県・市町村のホームページによりご確認ください。各都道府県・市町村へお問い合わせください。

「支出した寄附金の金額」「寄附先の所在地」「寄附先の名称」を入力してください。

支出した寄附金の金額
 円

寄附先の所在地（全角28文字以内）

寄附先の名称（全角28文字以内）

国税庁ホームページ確定申告コーナーを加工して作成

次のとおり入力してください

寄附先の所在地：山形県山形市小白川町一丁目4-12

寄附先の名称：国立大学法人山形大学

作成した確定申告書に、領収書（「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択された方は税額控除に係る証明書も一緒に）を添えてご提出ください。

※「税額控除に係る証明書」は、「経済的修学困難学生への支援」及び「障がいのある学生等への支援」にご寄付された方へ領収書と一緒に送付しています。

様

このたびは、山形大学基金にご支援を賜り、誠にありがとうございます。

ご厚志は、経済的修学困難学生への支援に活用させていただきますと存じます。

今回のご寄附は、「令和4年分の所得税の確定申告」（2023年2月～5月実施）の期に寄附金控除の対象となります。また、この経済的修学困難学生への支援のご寄附は平成28年度の税制改正により、①所得控除制度又は②税額控除制度のいずれかを選択することができます。山形大学は下記のとおり税額控除の対象法人として文部科学省から承認を受けております。

なお、②税額控除制度を選択される場合には、下記の「税額控除に係る証明書」の添付が必須となりますので、領収書とともに大切に保管ください。

その他、ご不明の点等ございましたら、下記担当までご連絡をお願いいたします。

令和4年 月 日

山形大学基金事務局：樋口、江口
TEL 023-628-4497

※この書類は、山形大学基金（公益財団法人）が発行するものであり、山形大学とは関係ありません。

山形大学基金（公益財団法人）の代表者：樋口、江口

山形大学基金（公益財団法人）の住所：山形県山形市小白川町一丁目4-12

山形大学基金（公益財団法人）の電話番号：023-628-4497

山形大学基金（公益財団法人）の代表者：樋口、江口

山形大学基金（公益財団法人）の住所：山形県山形市小白川町一丁目4-12

山形大学基金（公益財団法人）の電話番号：023-628-4497

山形大学基金（公益財団法人）の代表者：樋口、江口

山形大学基金（公益財団法人）の住所：山形県山形市小白川町一丁目4-12

山形大学基金（公益財団法人）の電話番号：023-628-4497

税額控除に係る証明書